

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 汚染土壤処理業の許可の基準に係る使用人

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第三項第二号ホ及びへに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、本店若しくは支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所若しくは従たる事務所）又は継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壤の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者であるものとする。こと。

（第六條關係）

第二 施行期日等

- 一 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行するものとする。こと。（附則第一項關係）
- 二 その他關係政令について所要の改正を行うこと。（附則第二項及び第三項關係）